

那覇市公報

第 1 5 8 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	539
○平成23年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）	541
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（資産税課）	542
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（資産税課）	544
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（健康推進課）	546
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（消防本部救急課）	548
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（市立病院医事課）	550
○個人情報業務届出書の公表について（福祉政策課）	552
○平成24年度那覇市一般会計補正予算（第2号）（財政課）	554
○平成24年度那覇市一般会計補正予算（第3号）（財政課）	558
○平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（ちゃーがんじゅう課）	560

◇ 公 告 ◇

○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）	561
○国際通りを中心とした那覇市ICT利活用モデル事業「WiFi化計画」業務委託契約についての提案依頼（なはまちなか振興課）	562
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	563
○那覇市都市計画公聴会の開催について（都市計画課）	563
○那覇市特定計量器等購入に係る制限付一般競争入札の実施について（市民生活安	

全課）	564
○那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募について（管財課）	567
○那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（管財課）	569

◇選挙管理委員会告示◇

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	573
------------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）	574
--	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1577 号の正誤	582
-------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 62 号

平成 24 年 9 月 25 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	供用開始の日
1848	天久 15 号	天久 1－14－14 ～ 天久 1－4－7	告示の日
1851	天久 18 号	天久 1－4－1 ～ 天久 1－2－9	告示の日
1869	天久 36 号	天久 1－5－9 ～ 天久 1－5－2	告示の日

市道路線の区域変更・供用開始(参考図)



那 覇 市 告 示 第 63 号

平成 24 年 9 月 26 日

掲 示 済

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.0	131.7

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 早期健全化基準：4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 64 号

平成 24 年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



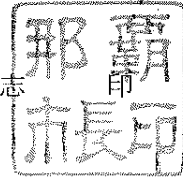
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成24年5月1日

那覇市長 様

那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	企画財務部資産税課	電話 862-5320
業 務 の 名 称	不法投棄防止に関すること	
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供	
利用又は提供する 年 月 日	平成24年4月26日～平成25年3月31日	
目的外利用等をする 個人情報の内容	・土地所有者の住所、氏名 ・建物所有者の住所、氏名	
目 的 外 利 用 等 を する 理 由	個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく (審議会承認類型事項1の規定による)	
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	環境部 クリーン推進課	
所 管 部 課	企画財務部 資産税課	

第10号様式(第19条関係)

那覇市告示第 65 号

平成 24 年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



個人情報目的外利用等届出書

平成24年5月1日

那覇市長 様

那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	企画財務部資産税課 電話 862-5320
業 務 の 名 称	未買収道路用地取得事業の実施に関する事
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年4月26日～平成25年3月31日
目的外利用等をする 個人情報の内容	・土地所有者の住所、氏名
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく (審議会承認類型事項1の規定による)
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	建設管理部 道路管理課
所 管 部 課	企画財務部 資産税課

那覇市告示第 66 号

平成 24 年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

H24年 5 月 2 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁 長 雄 志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健 康 推 進 課 電話098-862-9016（内）
業 務 の 名 称	乳児一般健康診査
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年4月1日～平成25年3月31日
目的外利用等をする 個人情報の内容	乳児一般健康診査（前期）の受診の有無、受診者の氏名、 生年月日、住所
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の審議会承認事項
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	子育て応援課
所 管 部 課	健康推進課

那覇市告示第 67 号

平成 24 年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 7 5 号

平 成 2 4 年 8 月 9 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 170件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年 8月 9日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24年6月1日から、平成24年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 68 号

平成 24 年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式（第19条関係）

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書

平成24年8月22日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 照喜名 重一



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内 2 9 4
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成24年 8 月 22日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 248件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当（審議会の意見）
新たな利用課又は提供先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111（内）347

那覇市告示第 69 号
平成 24 年 10 月 2 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成24年 9 月12日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号				届出担当課		福祉政策課 電話2295	
個人情報管理責任者		福祉政策課長					
業務の名称		那覇市災害時要援護者名簿取扱業務					
業務の目的		災害時において自力で迅速な避難行動をとることが困難な市民の情報をあらかじめ本市の関係部署において共有するとともに、関係機関へ提供し、災害に備えた地域の協力体制づくりを図り、市民の生命、健康、生活又は財産上の重大な危険を避ける					
個人情報の対象者		那覇市災害時要援護者名簿取扱要綱第2条のとおり					
業務の開始年月日		☐ 継続 / ☒ 新規(平成22年12月28日)					
個人情報 の内容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他	
	■氏 名	☐ 思 想	☐ 職 業	☐ 収 入	■健康状態	☐	
	■住 所	☐ 宗 教	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 容 姿	☐	
	■性 別	☐ 支持政党	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 病 歴	☐	
	■生年月日	☐ 主義主張	☐ 資 格	☐ 経済取引	■障害程度	☐	
	☐ 国 籍	☐ 趣味嗜好	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	☐	☐	
	☐ 本 籍	☐ 犯 歴 等	☐ 賞 罰	☐	☐	☐	
	☐ 続 柄	☐	☐ 学業成績	☐	☐	☐	
	☐ 親族関係	☐	☐ 勤務成績	☐	■そ の 他	☐	
	☐ 婚姻離婚	☐	☐	☐	要介護度	☐	
■その他 世帯状況		☐ そ の 他	☐ そ の 他	☐ そ の 他	知的障害	☐	
個人情報の収集方法		☐ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☐ 随時					
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☒ その他(やむを得ない理由あり)					
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備考		1 本業務は、条例第9条第1項第4号(緊急性)及び第5号審議会事項の「個人情報の目的外利用及び外部提供を行うことができる類型事項」1に該当 2 地域の協力体制づくりを優先し遺漏してしまったため、届出が遅れた 3 個人情報の告知方法は、通知すべき相手方が多量で通知することにより実施機関の事務処理の効率性が損なうため、「その他(やむを得ない理由あり)」とした					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那 覇 市 告 示 第 7 2 号

平成 24 年 10 月 15 日

平成 24 年(2012 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,957,846 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131,424,865 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		11,861,314	564,306	12,425,620
	1 地方交付税	11,861,314	564,306	12,425,620
14 国庫支出金		32,432,483	△2,777,384	29,655,099
	1 国庫負担金	25,265,221	17,345	25,282,566
	2 国庫補助金	7,067,932	△2,794,729	4,273,203
15 県支出金		12,021,864	3,203,517	15,225,381
	2 県補助金	5,870,398	3,203,517	9,073,915
18 繰入金		5,701,126	△875,197	4,825,929
	1 特別会計繰入金	1,431	43,590	45,021
	2 基金繰入金	5,699,695	△918,787	4,780,908

19 繰越金		500,000	1,616,544	2,116,544
	1 繰越金	500,000	1,616,544	2,116,544
20 諸収入		1,462,142	17,092	1,479,234
	3 貸付金元利収入	351,337	4,622	355,959
	4 受託事業収入	11,294	5,108	16,402
	5 雑入	975,484	7,362	982,846
21 市債		15,439,449	208,968	15,648,417
	1 市債	15,439,449	208,968	15,648,417
歳 入 合 計		129,467,019	1,957,846	131,424,865

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		819,747	△1,400	818,347
	1 議会費	819,747	△1,400	818,347
2 総務費		13,485,002	1,562,813	15,047,815
	1 総務管理費	11,260,278	1,576,422	12,836,700
	2 徴税費	1,060,130	△36,125	1,024,005
	3 戸籍住民基本 台帳費	813,997	22,811	836,808
	4 選挙費	212,487	△3,355	209,132
	5 統計調査費	43,430	3,060	46,490
3 民生費		57,285,992	8,091	57,294,083
	1 社会福祉費	18,273,746	△2,232	18,271,514
	2 児童福祉費	19,252,209	41,711	19,293,920
	3 生活保護費	19,760,036	△31,388	19,728,648
4 衛生費		8,528,107	23,258	8,551,365
	1 保健衛生費	4,453,375	46,690	4,500,065
	2 清掃費	4,074,732	△23,432	4,051,300
5 労働費		281,145	0	281,145
	1 労働諸費	281,145	0	281,145
6 農林水産 業費		149,766	3,268	153,034
	1 農業費	61,435	3,664	65,099
	3 水産業費	88,211	△396	87,815

7 商工費		2, 333, 646	19, 405	2, 353, 051
	1 商工費	2, 333, 646	19, 405	2, 353, 051
8 土木費		15, 497, 277	464, 845	15, 962, 122
	1 土木管理費	376, 239	△23, 356	352, 883
	2 道路橋りょう費	1, 119, 268	98, 462	1, 217, 730
	3 河川水路費	108, 522	△108, 362	160
	4 港湾費	991, 869	△5, 831	986, 038
	5 都市計画費	8, 012, 077	140, 370	8, 152, 447
	6 住宅費	4, 889, 302	363, 562	5, 252, 864
9 消防費		2, 730, 974	△19, 042	2, 711, 932
	1 消防費	2, 730, 974	△19, 042	2, 711, 932
10 教育費		12, 882, 178	△103, 392	12, 778, 786
	1 教育総務費	1, 518, 298	△42, 731	1, 475, 567
	2 小学校費	3, 400, 040	△38, 272	3, 361, 768
	3 中学校費	3, 496, 045	8, 970	3, 505, 015
	4 幼稚園費	1, 484, 554	△47, 804	1, 436, 750
	5 社会教育費	1, 314, 691	18, 476	1, 333, 167
	6 保健体育費	1, 668, 550	△2, 031	1, 666, 519
歳 出 合 計		129, 467, 019	1, 957, 846	131, 424, 865

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
給与関係事務委託事業（人事課）	平成 24 年度から 平成 30 年度まで	132, 960
窓口業務外部委託事業（市民課）	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	259, 132
電子入札システム契約（契約検査課）	平成 24 年度から 平成 27 年度まで	17, 780

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	11,400	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等 による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	0	補正前に同じ		
5 道路整備事業	107,900				112,000			
6 都市計画事業	813,600				946,400			
7 都市公園整備事業	727,200				733,000			
8 市営住宅建設事業	937,300				1,084,000			
10 教育施設整備事業	1,742,700				1,949,800			
11 臨時財政対策債	5,354,099				5,077,967			

那 覇 市 告 示 第 7 3 号

平成 24 年 10 月 15 日

平成 24 年(2012 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,558,447 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,983,312 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		15,225,381	956,212	16,181,593
	2 県補助金	9,073,915	956,212	10,030,127
18 繰入金		4,825,929	2,550	4,828,479
	2 基金繰入金	4,780,908	2,550	4,783,458
19 繰越金		2,116,544	599,847	2,716,391
	1 繰越金	2,116,544	599,847	2,716,391
20 諸収入		1,479,234	△162	1,479,072
	5 雑入	982,846	△162	982,684
歳 入 合 計		131,424,865	1,558,447	132,983,312

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,047,815	146,139	15,193,954
	1 総務管理費	12,836,700	70,714	12,907,414
	3 戸籍住民基本台帳費	836,808	75,425	912,233

3 民生費		57, 294, 083	△77, 585	57, 216, 498
	1 社会福祉費	18, 271, 514	△15, 532	18, 255, 982
	2 児童福祉費	19, 293, 920	△62, 053	19, 231, 867
4 衛生費		8, 551, 365	△76, 543	8, 474, 822
	1 保健衛生費	4, 500, 065	△75, 396	4, 424, 669
	2 清掃費	4, 051, 300	△1, 147	4, 050, 153
5 労働費		281, 145	60, 553	341, 698
	1 労働諸費	281, 145	60, 553	341, 698
6 農林水産業費		153, 034	2, 736	155, 770
	1 農業費	65, 099	1, 838	66, 937
	3 水産業費	87, 815	898	88, 713
7 商工費		2, 353, 051	647, 870	3, 000, 921
	1 商工費	2, 353, 051	647, 870	3, 000, 921
8 土木費		15, 962, 122	47, 169	16, 009, 291
	1 土木管理費	352, 883	2, 000	354, 883
	2 道路橋りょう費	1, 217, 730	16, 000	1, 233, 730
	5 都市計画費	8, 152, 447	29, 169	8, 181, 616
	6 住宅費	5, 252, 864	0	5, 252, 864
9 消防費		2, 711, 932	417, 584	3, 129, 516
	1 消防費	2, 711, 932	417, 584	3, 129, 516
10 教育費		12, 778, 786	390, 524	13, 169, 310
	1 教育総務費	1, 475, 567	△16, 928	1, 458, 639
	2 小学校費	3, 361, 768	7, 933	3, 369, 701
	3 中学校費	3, 505, 015	1, 442	3, 506, 457
	4 幼稚園費	1, 436, 750	33, 715	1, 470, 465
	5 社会教育費	1, 333, 167	3, 694	1, 336, 861
	6 保健体育費	1, 666, 519	360, 668	2, 027, 187
歳 出 合 計		131, 424, 865	1, 558, 447	132, 983, 312

那覇市告示第 74 号

平成 24 年 10 月 15 日

平成 24 年（2012 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474,046千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,828,328千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」になる。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		5,553,754	13,104	5,566,858
	1 支払基金交付金	5,553,754	13,104	5,566,858
5 県支出金		2,994,167	1,628	2,995,795
	3 県補助金	103,541	1,628	105,169
7 繰入金		3,004,821	13,062	3,017,883
	1 他会計繰入金	2,937,979	13,062	2,951,041
8 繰越金		1	446,252	446,253
	1 繰越金	1	446,252	446,253
歳 入 合 計		20,354,282	474,046	20,828,328

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		481,950	1,628	483,578
	1 総務管理費	219,943	1,628	221,571
4 基金積立金		258,450	197,245	455,695
	1 基金積立金	258,450	197,245	455,695
6 諸支出金		6,052	275,173	281,225
	1 償還金及び還付加算金	6,051	242,850	248,901
	2 繰出金	1	32,323	32,324
歳 出 合 計		20,354,282	474,046	20,828,328

公 告

那覇市公告第 182 号

平成 24 年 9 月 27 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認定番号
第H24 認定通知那覇市 0 0 0 0 0 2 号
- 2 認定年月日
平成 24 年 9 月 27 日
- 3 対象区域等の地名地番
那覇市首里石嶺町二丁目 70 番、70 番 2 の一部、127 番の一部、132 番の一部、
首里石嶺町四丁目 335 番の一部、335 番 3 の一部、
中頭郡西原町字幸地上安次座 996 番 2、997 番 2、998 番 2 の一部
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2－3－1 新都心銘苅庁舎 5 階

那覇市公告第 191 号
平成 24 年 10 月 1 日
掲 示 済

国際通りを中心とした那覇市 ICT 利活用モデル事業「WiFi 化計画」業務委託契約
についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 国際通りを中心とした那覇市 ICT 利活用モデル事業「WiFi 化計画」
業務委託契約に関する提案依頼
- 2 依頼内容 提案書、見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 24 年 10 月 24 日（水）午後 5 時 15 分
- 4 問合せ先 那覇市 経済観光部 なはまちなか振興課 担当 川上・嵩原
TEL:098-867-5260 FAX:098-863-1752
E-Mail : K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 基本仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホーム
ページをご確認ください。

那覇市公告第 195 号
平成 24 年 10 月 2 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 199 号
平成 24 年 10 月 10 日
掲 示 済

那覇市都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき都市計画公聴会を開催する予定ですので、那覇市都市計画公聴会要綱第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画原案を公衆の縦覧に供します。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画原案の種類及び名称
那覇広域都市計画道路の変更
(3・4・那 89 号城東城北線及び3・3・那 17 号石嶺線)
- 2 都市計画原案に係る区域
那覇市首里石嶺町1丁目及び2丁目地内
- 3 公聴会の開催の日時及び場所（公述申出書の提出がない場合は開催しない）
日 時：平成24年10月31日 午後7時開始
場 所：石嶺公民館 ホール（石嶺文化スポーツプラザ）
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
期 限：平成24年10月24日
提出先：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
- 5 都市計画原案の縦覧場所及び縦覧期間
場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
期 間：平成24年10月10日から平成24年10月24日まで
（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日を除く。）

那覇市公告第 202 号

平成 24 年 10 月 15 日

那覇市特定計量器等購入に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 特定計量器等(分銅、はかり、基準タンク等)の購入
- (2) 納入場所 那覇市計量検査室 真和志支所地下1階
- (3) 購入物品 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成25年3月29日(金)

2 入札参加資格要件

- (1) 施行令第167条の4第1項に定める者でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 計量法第51条の規定に基づき、沖縄県知事に特定計量器の販売に関する事業について届出をしていること。
- (4) 計量法第46条の規定に基づき、沖縄県知事に計量法施行規則第13条別表第1の事業の区分の略称が、質量計第1類、質量計第2類、又は分銅等の特定計量器の修理を行う事業について届出をしていること。
- (5) 平成24年1月1日において、沖縄県内で営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (6) 市町村税及び国税(法人税、消費税)を滞納していないこと。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国及び地方公共団体に対し排除要請があり、当該状態が継続している者に該当しない者であること。
- (9) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格確認申請書の配付・申請について

- (1) 配布・申請期間
平成24年10月15日(月)～10月25日(木)
 - (2) 配布・申請受付場所
市民文化部市民生活安全課(那覇市役所仮庁舎A棟1階)
(ただし土曜日、日曜日を除く。)
 - (3) 申請受付時間
9時～17時(12時～13時を除く。)
 - (4) 提出方法
直接持参により提出 ※郵送による提出は受けません。
 - (5) 提出書類
競争入札参加資格確認申請書等(本市様式による。)
- ※申請書類等提出書については、那覇市役所仮庁舎市民生活安全課にて配布、又は、那覇市役所ホームページよりダウンロードできます。

4 入札説明会

- (1) 日時 平成 24 年 11 月 6 日(火) 14 時
 - (2) 場所 那覇市上之屋 1-2-1 仮庁舎B棟 2 階 庁議室
- ※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成 24 年 11 月 21 日(水) 14 時
 - (2) 場所 那覇市上之屋 1-2-1 仮庁舎B棟 2 階 庁議室
- ※郵送による入札はできません。

6 入札保証金

見積もった契約金額(注)の 100 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後還付する。ただし、落札者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証金に係る保険証券等)を開札日当日に提出すること。

(注) 見積もった契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)のことである。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 仕様書・その他詳細について

仕様書については、那覇市役所仮庁舎市民生活安全課にて配布、又は、那覇市役所ホームページよりダウンロードできます。

その他詳細については那覇市役所ホームページをご覧ください。

9 問い合わせ先

那覇市市民文化部 市民生活安全課 担当者：比嘉・川原
電話番号 直通 098-862-9955 F A X 番号 098-861-3769

那覇市公告第 203 号

平成 24 年 10 月 15 日

那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募について

那覇市では、市役所本庁舎（新庁舎）内に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、自販機設置場所（行政財産）を制限付一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 入札の内容

那覇市役所本庁舎内の 3 階を除く 1 階から 12 階に設置する 24 台の自販機について以下のとおり募集を分け 8 回の入札を行う

- | | | |
|----------|------------------|-----|
| ① 第 1 公募 | 1—①災害救助ベンダー対応自販機 | 1 台 |
| ② 第 1 公募 | 1—②ハイサイ運動対応自販機 | 1 台 |
| ③ 第 1 公募 | 1—③災害救助ベンダー対応自販機 | 1 台 |
| ④ 第 1 公募 | 1—④ハイサイ運動対応自販機 | 1 台 |
| ⑤ 第 2 公募 | A グループ（一般自販機） | 5 台 |
| ⑥ 第 2 公募 | B グループ（一般自販機） | 5 台 |
| ⑦ 第 2 公募 | C グループ（一般自販機） | 5 台 |
| ⑧ 第 2 公募 | D グループ（一般自販機） | 5 台 |

(2) 契約の名称

那覇市役所本庁舎自動販売機設置賃貸借

(3) 入札に付する物件

- ① 所在地：那覇市泉崎一丁目 1 番 1（3 階を除く 1 階から 12 階までの設置場所 24 箇所）

② 貸付面積：

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ア第 1 公募 1—①災害救助ベンダー対応自販機 | 1.32 m ² |
| イ第 1 公募 1—②ハイサイ運動対応自販機 | 1.11 m ² |
| ウ第 1 公募 1—③災害救助ベンダー対応自販機 | 1.32 m ² |
| エ第 1 公募 1—④ハイサイ運動対応自販機 | 1.11 m ² |
| オ第 2 公募 A グループ（一般自販機）合計 | 6.35 m ² |
| カ第 2 公募 B グループ（一般自販機）合計 | 6.44 m ² |
| キ第 2 公募 C グループ（一般自販機）合計 | 6.44 m ² |
| ク第 2 公募 D グループ（一般自販機）合計 | 6.35 m ² |

(4) 契約期間：

平成 24 年 12 月 20 日から平成 29 年 12 月 19 日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 沖縄県内に本社や事業所、営業所を有する法人
- (2) 法人で地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 沖縄県内にある事業所、営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去 5 年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。
- (6) 本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、「設置事業者（借受者）自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業」（以下「自販機事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 契約事項を示す場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市 総務部 管財課

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成 24 年 11 月 5 日（月）午後 2 時より
- (2) 場 所：那覇市役所新都心銘苅庁舎 2 階 管財課入札室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規定に基づく場合は免除とします。

6 予定価格は、以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ① 第 1 公募 1—①災害救助ベンダー対応自販機 | 34,401 円 |
| ② 第 1 公募 1—②ハイサイ運動対応自販機 | 28,928 円 |
| ③ 第 1 公募 1—③災害救助ベンダー対応自販機 | 34,401 円 |
| ④ 第 1 公募 1—④ハイサイ運動対応自販機 | 28,928 円 |
| ⑤ 第 2 公募 A グループ（一般自販機） | 165,492 円 |
| ⑥ 第 2 公募 B グループ（一般自販機） | 167,838 円 |
| ⑦ 第 2 公募 C グループ（一般自販機） | 167,838 円 |
| ⑧ 第 2 公募 D グループ（一般自販機） | 165,492 円 |

落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

（1）入札案内書（公募要領）の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。

（2）入札参加申込受付期間は、平成 24 年 10 月 15 日（月）から平成 24 年 10 月 29 日（月）まで。

10 その他

（1）落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。

（2）その他詳細については、「那覇市役所本庁舎自動販売機設置事業者公募要領（制限付一般競争入札）」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話：（代表）098－867－0111（内 2696）

（直通）098－862－0581

那覇市公告第 204 号

平成 24 年 10 月 15 日

那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎等中央監視業務委託契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎
那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履行期間 平成24年12月18日から平成26年3月31日
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去2年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・第1種電気工事士1人以上
 - ・第1種～第3種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者1人以上
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。

- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
- 配布期間 平成 24 年 10 月 15 日（月）～平成 24 年 11 月 27 日（火）
9 時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
- 配布場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
- 質問期間 平成 24 年 10 月 15 日（月）～平成 24 年 10 月 26 日（金）
- 質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ提出すること。
※窓口でのみの受付となります。
- 回答日 平成 24 年 11 月 19 日（月）
- 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、FAX で回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
- 日 時 平成 24 年 11 月 27 日（火）
16 時 00 分受付開始 16 時 30 分入札開始
- 場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 3 階職員研修所
- 6 入札時提出書類
- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
- (3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- 7 入札保証金
- 入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。
- 8 契約保証金
- 契約金額(年額)の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。
- 9 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
- 落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号
平 成 2 4 年 1 0 月 4 日
掲 示 済

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定により、平成 24 年 10 月 20 日から平成 24 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

平成 24 年 10 月 15 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	久 高 将 光
同	喜 舎 場 盛 三

平成 24 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 24 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況について

都市計画部

○ 都市計画課

負担金の支出について（注意事項）

都市モノレール等計画自治体協議会へ交付された負担金の収支状況について、前回の定期監査における平成 21 年度交付先団体決算収支比率（18.0%）が極端に低く、剰余金として翌年度へ繰り越していることを注意事項と指摘され、改善する旨の措置状況が報告されてきた。しかしながら、本年度の定期監査においても平成 22 年度交付先決算書で確認した結果、収支比率が（20.6%）であり改善の様子が見られない。

負担金（4 万円）は支出額の多寡にかかわらず、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

都市モノレール等計画自治体協議会は、加盟自治体が協調して都市モノレール等の建設の実現並びに都市モノレール等の建設・運営に伴う諸問題の解決を図ることを目的として設置されております。

当該協議会によると、負担金を使い都市モノレール等の計画、建設、経営に関する調査を実施することとし、調査研究ができる費用の財源として留保していることから、収入に対する支出の割合が少なかったとのことであります。

なお、去る6月に開催された協議会において、当該留保金の取り扱いについて討議案件として取り上げてもらい、本市から問題提起しております。それを受け、当該協議会事務局にて、現在各協議会加盟自治体にアンケート調査が行われております。その結果を踏まえ、本年11月頃に予定されている今年度第2回協議会にて再度、議論される予定であります。

○ 区画整理課

（1）真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金収入の調定について（注意事項）

真嘉比古島第二磁気探査支援事業費補助金については、交付決定日が平成23年4月1日、平成23年7月27日及び平成24年2月8日の3回に分けて通知されているが、平成24年3月31日現在、収入調定がされていない。
補助金の収入調定の時期は交付決定日となっているので、那覇市会計規則第20条に則って適切な会計処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

本来、県からの通知により収入調定を起案するべきでありましたが、なされていなかった現状を反省すると共に、今後は調定洩れが無いように通知が届き次第、収入調定を起案致します。

（2）真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金の不納欠損について（注意事項）

真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る清算徴収金のうち、2件で708万6,867円が平成17年度に時効が成立しているにも関わらず、平成23年度に不納欠損処分を行っている。

不納欠損処分については、那覇市会計規則第40条では「課長は、歳入金について、法令の規定に基づき時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をしたときは、歳入不納欠損調書兼通知書により会計管理者に通知しなければならない。」と規定している。

清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

換地処分に対する他の行政不服審査請求団体の裁決を待ってから不納欠損処分する予定でありましたが、裁決が大幅に遅れてしまったために処分の時期を逸してしまいました。

今後、清算徴収金の管理については、法令等を遵守し、時期を失することなく適切な管理に努めてまいります。

（3）備品の管理について（注意事項）

区画整理課は、真嘉比古島第二土地区画整理事務所から平成 23 年 3 月に銘苅庁舎へ移転している。その理由は、同事務所の敷地が公園予定地になっていたことや真嘉比古島第二地区土地区画整理事業の終了が近いこと等によるものである。

事務所移転に際し、不用となった備品について、所定の手続きを経ずに廃棄しているものが見受けられた（気圧計その他 28 件）。

備品の管理、処分等にあたっては、那覇市物品会計規則に則って適切な手続きに努められたい。

□ 注意事項に関する措置

区画整理課の備品等については、処分した備品等は老朽化して財産価値も有していない状況だったので事務所移転に伴って処分しましたが、管理台帳への記載を怠ったことにより、備品台帳の管理が不十分でありました。今後は同じことが起きないように留意すると共に、物品会計規則に基づく手続きを踏まえて処理していきます。

建設管理部

○ 道路建設課

（1）予算の執行管理について（要望事項）

里道整備事業（注1）の設計工事等委託料については、当初予算 40 万円を執行せず、同事業の維持補修工事費に全額を流用している。

また、道路新設改良事業（旧活力交付金）の設計工事等委託料については、松城中学校東側地滑り危険個所の地質調査が必要となり、同事業の当該業務委託料において予算不足が生じたため、当初予算 500 万円を執行せず、当該業務委託料へ全額を用途変更している。

当該地質調査については、平成 23 年 7 月頃に地滑り危険個所が発見された後、業務委託契約日が平成 24 年 3 月 28 日であることから、緊急性は認められず、補正予算での対応も可能であったと思われる。

予算の流用等による財源確保は、原則として、補正予算の議決までに間に合わない事態が生じた時など、緊急やむを得ない場合に行うべきであり、安易に流用で対応せず補正予算を行う等、適切に対応されたい。

また、当初予算は、その事業の必要性から確保したものであり、執行せずに流用財源に充てるようなことがないよう、適切に予算執行されたい。

（注1）里道（りどう）とは、道路法の適用のない道路のことで、小さな路地やあぜ道、山道などである。本市では、道路として機能している里道について整備事業を実施している。

□ 要望事項に関する措置

今後このようなことがないよう、適切な予算執行に努めてまいります。

（2）ホームページの更新について（注意事項）

道路建設課ホームページの更新日が平成 20 年 3 月 24 日となっており、4 年以上も更新されてない。那覇市公式ホームページ運営管理要綱第 19 条においては、課等のページ及びコンテンツを定期的に見直し、必要に応じて更新しなければならないと規定されている。

生活に密着する道路事業について最新の情報を提供できるよう、ホームページを適切に更新されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、10 月初旬の更新に向け関係課と調整を進めております。

今後は、ホームページの適切な更新に努めてまいります。

○ 花とみどり課

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上について（注意事項）

公園文化財発掘調査事業は、二つの文化財発掘調査業務委託料として当初予算額 5,222 万円を計上している。

各発掘調査業務の当初予算額に対する予定価格は、ナイブク古墓群発掘調査は当初予算額 3,290 万円に対し予定価格 2,877 万円、首里崎山古墓群発掘調査は当初予算額 1,932 万円に対し予定価格 1,302 万円となり、当初予算額と予定価格の差額合計が 1,043 万円となっている。

また、実際の予算執行においては、指名競争入札の結果、ナイブク古墓群発掘調査は落札率 56.8%、落札差額約 1,242 万円、首里崎山古墓群発掘調査は落札率 77.4%、落札差額約 294 万円となり結果として多額の予算残額（2,452 万 7,243 円）が生じ、これを公園整備事業補償金へ流用している。

文化財発掘調査業務委託料は、教育委員会文化財課が見積った調査費用を予算計上し、当該文化財課に委託して事業を実施していることから予算編成に当たっては、教育委員会文化財課等関係機関と事前調整を密に行い見積額を精査の上、実態に合った適切な予算編成となるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園文化財発掘調査業務委託の予算計上については、過去の業務委託費の実績から実績単価を算出し、予算計上の際の見積もり業務委託費と比較検討を行うなど、予算の妥当性について検証するよう文化財課に提案を行っており、今後の予算編成に向けて継続して協議を進めていきます。

○ 建築工事課

（1）宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事監理）業務委託の随意契約について（要望事項）

宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事監理）業務委託（平成 23 年度から平成 24 年度までの債務負担行為額 3,675 万円、平成 23 年度契約額 1,157 万 6,000 円）は、工事監理業務と設計業務とは一連の業務として行うことが合理的であることを理由に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により設計業務受託事業者と随意契約を締結している。

市営住宅建替工事監理業務委託の随意契約の予定価格は、「建築設計業務等

積算基準」等に基づき、算出した積算額に設計業務の請負率（落札率）を乗じた金額を予定価格としており、当該算定方法は、契約検査課と調整の上、建築工事課内で決定している。

随意契約における予定価格の算定方法は、重要な取扱基準である。よって、市営住宅建替工事監理業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う場合は、建設管理部として取扱基準を文書で定められたい。

□ 要望事項に関する措置

工事監理業務を当該工事の実設計画者に随意契約で委託をする場合は、「業務価格に当該建築物の実設計画入札時における『当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額/当初予定価格の基となる業務内訳書記載の業務価格』の比率を乗じた額に消費税を加えた額とする」として「工事監理業務を随意契約とする場合の取り扱い基準」を作成し、平成24年7月26日付け建設管理部長決裁をもって決めました。

（2）公有財産台帳の整備について（注意事項）

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、本来は、昭和59年度、昭和60年度及び平成14年度に市営住宅課へ所属換えの手続きを取らなければならないが、市営住宅課への所属換え依頼が口頭で行われたことから、手続きが取られていない。

那覇市公有財産規則第25条第1項（所属換え）の規定に基づき、速やかに市営住宅課と協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

昭和57年11月完成の銘苅市営住宅にかかる市営住宅用地（1筆97.56㎡）及び区画整理関連用地（3筆144.20㎡）について、用途名称や登記時期などの一部不明瞭な部分もあることから、現在は、市営住宅課と調査及び協議を行っている状況です。今後は協議が調い次第、所定の手順に沿って所管換えの手続きを行っていきます。

○ 道路管理課

公有財産取得通知について（注意事項）

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」（製作費1,800万円）は、平成23年11月7日に市街地整備課から管理引継通知を受けているものの公有財産の取得通知の手続きがとられていない。

那覇市公有財産規則第11条（財産の取得通知）の規定に基づき、速やかに取得通知を行い、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

牧志駅前交通広場のシンボルシーサー、愛称「さいおん うふシーサー」は平成24年6月4日に公有財産取得通知を行い、今後も適切に財産管理を行っていきます。

○ 公園管理課

（1）テレホンカードの管理について（要望事項）

当該テレホンカードは、平成4年9月の福州園開園を記念して作成され、平成23年度の年間販売枚数は57枚、平成24年3月31日時点での在庫は2,089枚となっている。

しかし、当該テレホンカードが作成されてから今年度で20年間を経過することになり、現在の販売実績では、完売するまでに今後30年以上かかる計算になっている。上記、物品等の財産の適切な管理、活用に関しては、販売促進の方策を講じるほか、換金等の処分を含めて検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

テレホンカードにつきましては、現在の販売案内を含め、福州園の出入り口付近に案内板等を設置し販売促進に努めるほか、電話通話料の支払いに充てることを検討していきます。

しかしながら、テレホンカードは地方自治法で公有財産にあたり、電話通話料の支払いに充てるためには、議会の議決が必要となることから準備も含め検討していきたいと考えております。

（2）公園維持管理費の流用について（要望事項）

公園維持管理費について、11節の需用費（修繕料）から13節の委託料へ250万円の流用額がある。この流用額は、平成23年度の台風第2号（平成23年5月28日沖縄本島接近）及び第9号（平成23年8月4日沖縄本島接近）の襲来等で樹木の倒木処理に緊急に対応するために行った委託料である。

地方公共団体の経費の支出は、会計年度の途中において予定外の支出や予算額を超過した支出が必要になる場合は、補正予算案を編成し、議会の議決を経て補正予算として支出することとなるが、特に行政上の必要が認められる場合や補正で対応するいとまがない場合に限定して予備費充用や予算流用が認められるものである。

今回の流用は、緊急な行政上の必要があり、補正で対応するいとまがない場合に該当するということであるが、当初予算に計上されていた修繕料（施設等）の執行計画や目的が損なわれないようにできるだけ当該年度において適切な予算措置に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

修繕費は、日常管理として公園施設の修繕に要する予算であります。平成23年度の第2号及び第9号の台風襲来による樹木の倒木など、緊急に樹木の剪定、撤去が必要となったもので、議会の議決を得るいとまがなく急遽、修繕費から委託料への流用で対応したものであります。公園施設の管理上、台風などの予測、想定できない緊急事態に対応をしなければならないことがあります。当初予算での計上は厳しいものであります。

当初予算に計上された予算については、本来の支出目的に執行すると共に、緊急時の予算対応については、その都度、予備費充用等も含めて財政部署と調整していきたいと考えています。

○ 市営住宅課

（1）市営住宅老朽化対策費の執行について（注意事項）

市営住宅老朽化対策費に係る修繕料（施設等）のうち、平成 24 年 3 月 31 日現在で 424 万 950 円の執行額が支出負担行為としてなされていない。また、同予算は、年度末において、528 万 3,200 円の予算残額がある。

地方自治法及び那覇市予算決算規則第 22 条の規定により支出負担行為は、原因となる行為があったときに速やかに適時に行わなければならない。

また、多額の予算残額については、当初予算編成時に過大な要求がなかったのか又は執行できなかった原因は何かを検証し、適切な予算管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、那覇市予算決算規則を職員に周知し、今後は、当該規則に従い注意を払って適切な事務処理に努めてまいります。

住戸内の剥離箇所の修繕実績に基づき予算残額が生じており、今後は当該年度の早い時期に発注し、効率的な予算管理に努めます。

（2）財産管理について（注意事項）

市営住宅にかかる土地の一部並びに平成 22 年度及び平成 23 年度に完成した建物について、建築工事課から市営住宅課への公有財産の所属換えがなされていない。

建替工事等の建設が完了し、供用開始された市営住宅については、建築工事課と公有財産の所属換えに関し、連絡、確認等を十分行い、那覇市公有財産規則第 25 条第 1 項（所属換え）の規定に基づき、協議を調べ、適切な財産管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

建物については、那覇市公有財産規則第 25 条の規定に基づき所属換えをいたしました。土地については、建築工事課と協議を進めており、今後は、当該規則に従い、適正な財産管理に努めます。

（3）石嶺市営住宅給水本管の漏水について（注意事項）

那覇市上下水道局の検針（平成 23 年 6 月 20 日及び 8 月 19 日）により市営住宅課管理にかかる石嶺市営住宅給水本管の経年劣化による漏水が判明し、それによる漏水分の水道料金として 2 分の 1 減額後の 161 万 7,974 円の請求を受けて、その支払いを用途変更により対応している。

市営住宅及び附帯施設の管理には、十分な注意をもって管理する必要があるため、当該漏水が早期に発見できなかったのかどうか検証し、那覇市の所有にかかる給水管の管理については、上下水道局との確認、連絡等の連携を密にして、市営住宅及び附帯施設の適切な管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の指摘を踏まえて、市営住宅の漏水の早期発見について平成 24 年 6 月 15 日付け那覇市上下水道局に依頼し、毎月の検針結果から差水量の早期把握に努めております。

消防本部

○ 総務課

歳出予算の計上について（注意事項）

無線機保守点検業務委託は、予算現額 110 万 4,000 円に対し、執行済額が 46 万 2,000 円、執行率 42%と著しく低くなっている。これは、前年度実績を参考の上、見積書を 1 者のみから徴取したことによるものである。

予算計上に際して見積書を徴する場合は、複数者から徴取するなどし、適切な予算計上に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

予算計上する際は、複数者から見積書を徴すなど市場価格等を十分に調査し、適性価格を予算計上するよう努めていきます。

○ 救急課

救急搬送について（要望事項）

救急出場件数は、近年増加傾向にある。平成 23 年度は、1 万 7,307 件となっており、前年度比較で 1,545 件増加している。平成 23 年度には、救急隊数は 6 隊、専任救急隊 48 人（うち救急救命士 32 人）とし、1 隊増やしたものの、総務省消防庁による「消防力の整備指針」（平成 20 年 3 月消防庁告示第 2 号）を那覇市に当てはめると、おおむね 8 隊となる。

病気や事故などの発生時において、救急活動の遅れは市民の生命に直接影響を与えることが懸念されることから、整備指針に則り救急隊の隊数確保に努められたい。

一方、平成 23 年度消防年報によると、傷病程度別搬送人員は、死亡 194 人（1.2%）、重症 690 人（4.4%）、中等症 5,513 人（35.5%）、軽症 9,140 人（58.8%）となっている。このうち、平成 23 年内での救急車頻回利用者（注 1）上位 3 人は下記のとおりとなっている。

軽症利用者や頻回利用者の増大は、適切な救急搬送業務の障害になる懸念もあることから、急病でない搬送依頼や、頻回利用者による搬送依頼について、当該利用者への救急車の適正利用を促すとともに、行政関係課、医療機関等との連携をより密にして軽症利用者や頻回利用者の縮減に努められたい。

（注 1）救急車頻回利用者

- ①救急車を頻回に利用した者
- ②傷病の程度が軽症を占める者
- ③救急隊の迅速な活動が阻害される者

救急車頻回利用者 平成 23 年 1 月から 12 月まで

順位	利用件数	性別・年齢
1	353	男・80 歳代
2	125	女・50 歳代
3	116	女・50 歳代

□ 要望事項に関する措置

救急隊の隊数確保については、那覇市の消防及び防災等の整備計画の策定を進める中で関係部局と調整しながら全庁的な立場から検討し増隊に向け努めてまいります。

頻回救急利用者の縮減については、昨年から、消防を含む市関係部局及び医療機関と密接な連携を図り、相互に協力をしながら頻回救急利用者へ個別訪問などの取組みの強化を行ない著明に救急要請の縮減を行なうことができました。

しかし、さらなる縮減を目指して、これまで継続的に実施してきました頻回救急利用者宅への個別訪問、救急・防災フェア、各種救命講習会、広報紙「なは市民の友」や高規格救急自動車のリアガラスに広報文を掲示し市民に広く救急車の適正利用について広報を強化し軽症利用者の頻回利用縮減に努めてまいります。

正	誤
---	---

○ 那覇市公報第1577号の正誤

2012（平成24）年8月1日付け那覇市公報第1577号の那監公表第4号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂正前	訂正後
415ページ	上から13行目	1 万7, 037件	1 万7, 307件